

日本の税の歴史をみてみましょう



日本がまだアメリカの影響下にあった第二次世界大戦後、直接税を中心とする恒久的・安定的な税体系を目指すシャウプ勧告(※注)に基づいた税制が昭和 25 年に施行され、現在の日本の税制の基礎となりました。

(※注) 連合国軍最高司令官の要請で、昭和 24 年5月 10 日に来日したカール・シャウプ博士を中心とする使節団により作成され、同年9月 15 日に日本の税制の包括的な改革案として発表された。

このいわゆるシャウプ税制は理論的に公平な税体系を目指したものの、当時の日本の戦後復興期の社会経済の実情にそぐわないこともあり、昭和 28 年以降に、修正が行われました。

例えば、執行に困難を要した富裕税や累積的取得税制度などが廃止されたり、租税特別措置は公平の原則に反するとして多くの租税特別措置が廃止されましたが、高度経済成長期昭和 30 年代からは、資本の蓄積と経済発展を図る等を目的とし、様々な租税特別措置が導入されました。

さらに、道路等社会インフラの充実を図る観点から、財源確保のために揮発油税等の税率引上げ等も行われました。

所得税については、累進構造で所得水準上昇に応じ適用される税率が高くなる特徴から、昭和 40 年代には高度経済成長による国民の所得増加や物価上昇に応じて所得税の減税が毎年行われ、昭和 40 年代後半には、ドル・ショックや石油危機を背景とした不況対策で所得税の減税が行われました。

昭和 50 年代には不況による財政危機を打開するため、自動車関係諸税等の間接税の増税、法人税率の引上げや租税特別措置の整理・合理化等が行われました。この時期には、国民に広く薄く負担を求める一般消費税の導入が議論されましたが実現には至らず、課題として残されることとなりました。

昭和 62・63 年にかけての抜本的税制改革では、高齢化、国際化等の経済社会の構造変化にあわせ、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系の構築が目指されて、法人税率が段階的に引き下げられ、所得税は税率構造を簡素化するとともに、基礎控除等の人的控除が引き上げられました。また、個別間接税は廃止され、税率3%の消費税が平成元年4月から導入されました。

その後、少子高齢化の加速を背景に、勤労世代の人口が相対的に減少する一方、社会保障の財政需要の増大が避けられないこと等を踏まえ、個人所得課税の軽減と消費税の充実(3%→5%、平成 9 年)を柱とする税制改革が行われました。

さらに、社会保障と税の一体改革の下、消費税は、国民が広く享受する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うとの観点から社会保障の財源と位置付けられ、平成 26 年に税率が5%から8%に、また令和元年 10 月には8%から10%に引き上げられました。

この間、所得税については、格差の固定化を防止して、所得再分配機能を回復する観点で最高税率等の見直しが行われ、法人税については、国内企業の活力と国際競争力を維持する観点から、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことによる成長志向型に改革され、平成 28 年度には地方税も含む実質的な租税負担を示す実効税率の 20%台が実現し、平成 30 年度には 29.74%まで下がっています。

このように、その時々々の経済社会の構造変化に応じて税制の見直しは行われており、日本は現在もそうした構造変化に直面しています。

【抜粋転載 財務省:日本の税の歴史を教えてください】

税金は時代ごとに変っていますが、近代国家へととなっていく明治時代から令和の現在までをみていきますと、おおよそは下表のような変遷となります。

日本の主な税金の発足と年表

時代	年	区分	税金・事象	ポイント
明治	1873年	発足	地租改正 (地租金納)	近代税制の出発点、土地所有権の確立。税を米等で納める年貢(物納)から全国統一基準での現金納税へと移行(→最終的には固定資産税の創設と共に廃止)。
	1873年	発足	印紙税の導入	地租が歳入の約9割と農家の負担大で、文書に課税する、商工業者を含む社会全般に対し均一な税として導入。
	1887年	発足	所得税の創設	個人所得に課税する所得税の始まり。創設当初は国税の1~2%も大正時代には税收第1位、以後国税の中心。
	1899年	発足	法人所得税の創設	それまで法人所得は所得税の課税対象外だったが、個人企業所得との租税不均衡を是正するため、課税開始。
	1905年	発足	相続税の創設	財産の承継に課税。日露戦争の戦費調達のため新たな税收減を必要とし、戦時中の非常特別税の一環として導入。
戦前 戦後	1940年	制度 再編	法人税法が独立	法人税法が所得税法から独立、単独法律として制定。法人所得課税を明確化した日本税制の重要な転換点。
平成	1989年 4月1日	発足	消費税3%導入	その時代における贅沢品や嗜好品へ課税という考え方の物品税から、ほぼすべての商品やサービスに課税、社会全体で広く負担を分かち合うという考え方への転換。
	1997年 4月1日	増税	消費税5%へ	将来の財政需要(特に社会保障)を見据えたものとされたが、税金の体感に直結、家計は「守り」の傾向へ。
	2013年 1月1日	新負担	復興特別所得税適用 (2037年12月31日迄)	2011年の東日本大震災からの復興財源確保のためとして、基準所得税額の2.1%が課税される特別税
	2014年 4月1日	増税	消費税8%へ	経済の回復を促進し、持続可能な社会保障制度を維持して次世代に引き渡すための財源とされた。
	2019年 1月7日	発足	国際観光旅客税の創設 (通称:出国税)	日本から出国する全ての旅客に課税。観光基盤の拡充・強化のための恒久的な財源確保が目的とされた。
令和	2019年 10月1日	増税	消費税10%へ・ 軽減税率制度8%導入	標準10%、国民生活への影響を和らげる目的で、飲食料品(酒類を除く)等に対して8%の軽減税率が適用。
	2024 年度	新税	森林環境税の課税開始	森林整備等に必要なる財源を安定的に確保する観点から1人年額1,000円を個人住民税均等割とあわせて徴収
	2026年 4月1日	新税	防衛特別法人税の 課税開始	防衛財源の確保のため、2026年4月1日以後開始の事業年度から、法人税を課されるすべての法人に課税。
	2026年 7月1日	引上げ	国際観光旅客税 増税 1,000→3,000円	税收増加分を、観光振興やオーバーツーリズム(観光公害)対策に充てる計画として増税。

〈参考 国税庁:税の歴史 財務省:日本の税の歴史を教えてください〉

税制は今後も変化を続けていくことですが、大切なのは、「ルールに対応する」だけでなく、それを経営にどう活かしていくかという視点ということでしょう。

これまで本プレスでお伝えしてきた税の情報が、みなさまの経営の一助となっていれば幸いです。長きにわたりご愛読をいただき、誠にありがとうございました。

